

一級河川の区間を見直します

～国民の安心、安全を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の進捗に伴い、7月13日付で一級河川の指定の変更を行いました。

一級水系（※）に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第4条第1項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行っています。

（※）国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの

今回は、河川整備の進捗に伴い、6月8日の社会資本整備審議会河川分科会（第55回）での審議等を経て、7月13日付で一級河川の指定の変更を行いました。

なお、今回新たに指定された一級河川の区間は、府県知事が管理の一部を行う区間となるため、併せて河川法第9条第2項に基づく指定を行いました。

【今回の一級河川指定等】

水系名	河川名	都道府県名	区分	県管理
① 淀川	童子川 <small>どうじがわ</small>	滋賀県（野洲市）	変更（延長増）	○
② "	古川 <small>ふるかわ</small>	京都府（城陽市）	変更（延長増）	○
③ 大和川	広瀬川 <small>ひろせがわ</small>	奈良県（広陵町）	変更（延長減）	○

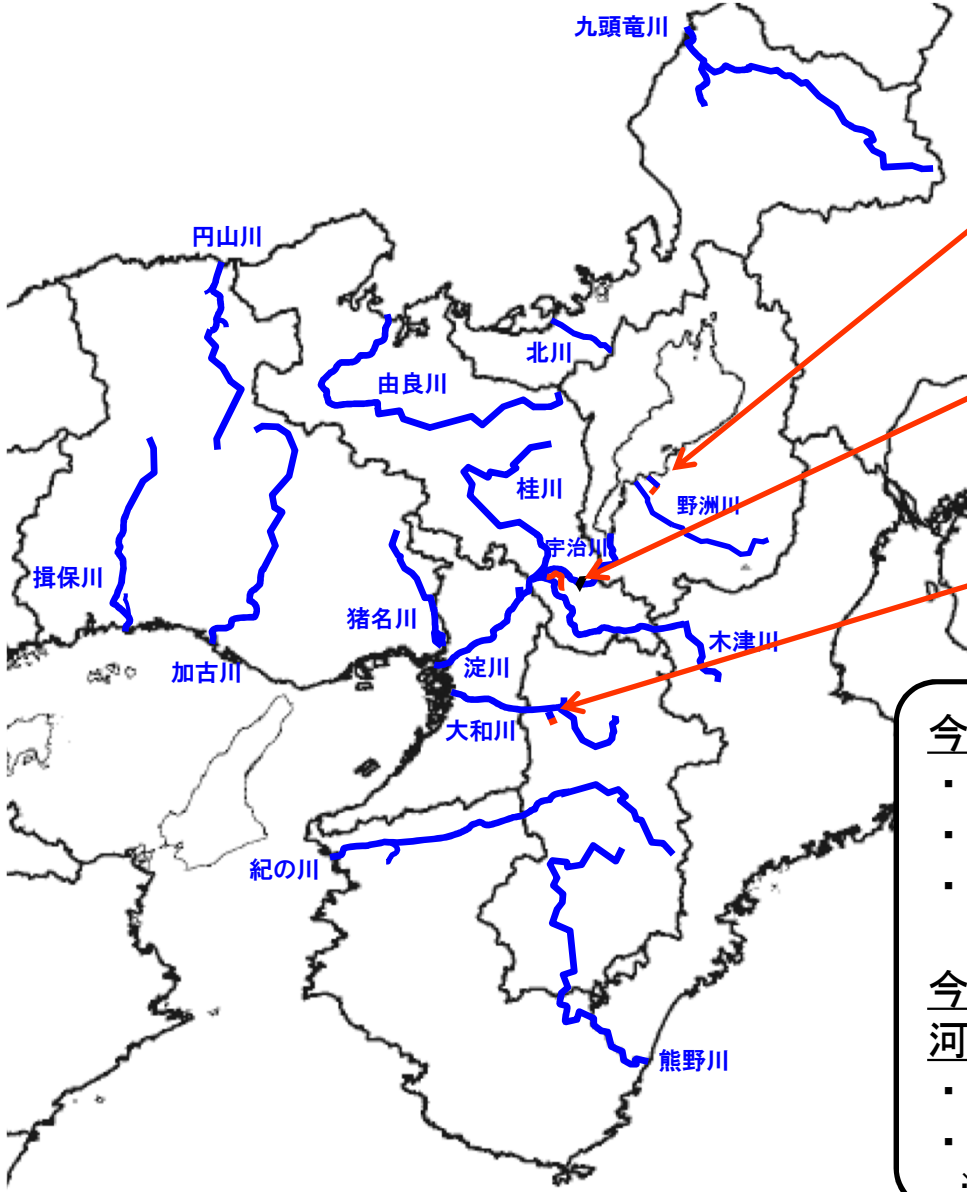
【今回の一級河川指定等を行った後の河川数及び河川延長】

- ・河川数 14,066河川（14,066河川）
- ・河川延長 88,101.0km（88,100.7km）

※（ ）内は平成29年8月時点の一級河川指定状況

問い合わせ先			
国土交通省水管理・国土保全局水政課		課長補佐	中静
		係長	宮本
TEL	03-5253-8111	内線35-222、35-223	
直通	03-5253-8439		
FAX	03-5253-1601		

一級河川の指定の変更の位置図



どうじがわ
①淀川水系童子川
(滋賀県)

ふるかわ
②淀川水系古川
(京都府)

ひろせがわ
③大和川水系広瀬川
(奈良県)

今回の一級河川の指定の変更

- ・ 延長増 2河川 0.3 km
- ・ 延長減 1河川 △0.03 km
- ・ 合計 3河川 0.3 km

今回の一級河川の指定の変更を行った後の河川数及び河川延長

- ・ 河川数 14,066河川 (14,066河川)
- ・ 河川延長 88,101.0km (88,100.7km)

※ () 内は平成29年8月時点の一級河川指定状況

一級河川の指定の変更の一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県管理
①	淀川	どうじがわ 童子川	滋賀県 (野洲市)	変更 (延長増)	変更増 0.3km (3.14km)	淀川水系童子川では、市街化が進む野洲市街の浸水対策のため、順次、河川改修を進めているところである。 平成30年度より、現一級河川区間の上流部において、河道拡幅等工事を実施するため、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。	○
②	淀川	ふるかわ 古川	京都府 (城陽市)	変更 (延長増)	変更増 0.004km (12.1km)	淀川水系古川では、流域で度々発生する浸水被害への対策として、順次、河川改修を進めているところである。 平成30年度より、現一級河川区間の上流部において、矢板護岸等工事を実施するため、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。	○
③	大和川	ひろせがわ 広瀬川	奈良県 (広陵町)	変更 (延長減)	変更減 0.03km (3.97km)	大和川水系広瀬川では、浸水被害の軽減を図るため、順次、河川改修を進めているところである。 現一級河川区間の合流部の切替工事が平成29年度に完成したことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。	○

注) 「指定等の延長」欄中の下段()書は、今回の指定変更後の延長(km)である。

【参照条文】

○河川法（昭和39年法律第167号）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）